

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成30年4月1日現在)

○ 市長部局等
1 行政職給料表

等級	合計		等級別基準職務表に規定する基準となる職務	内訳		職制上の段階	職制上の段階ごとの職員数		
	(人)	(%)		職名	(人)		(人)	(%)	段階
1級	171	7.9	定型的な業務を行う職務	係員	171	係員級	437	20.2	係員級
				計	171				
2級	266	12.3	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	係員	266	係員級			
				計	266				
3級	556	25.7	(1) 係長及び主査の職務	主査	73	係長級	743	34.3	主任級
				第2種施設の長	6				
			(2) 主任の職務	主任	477	主任級			
				計	556				
4級	892	41.2	(1) 課長補佐の職務	課長補佐	90	課長補佐級	590	27.3	係長級
				副支所長	1				
				副館長	1				
				副所長	5				
				副園長	1				
				副主幹	1				
署長補佐	18								
(2) 困難な業務を所掌する係長及び主査の職務	係長	55	係長級						
	主査	433							
	第2種施設の長	13							
(3) 困難な業務を処理する主任の職務	副長	10							
	主任	264	主任級						
			計	892					
5級	69	3.2	困難な業務を所掌する課長補佐の職務	課長補佐	48	課長補佐級	184	8.5	課長補佐級
				副支所長	4				
				副館長	3				
				副所長	2				
				副主幹	1				
				署長補佐	9				
※主任	2	主任級							
			計	69					
6級	106	4.9	課長及び主幹の職務	課長	33	課長級	137	6.3	課長級
				第1種施設の長	7				
				選挙管理委員会事務局次長	1				
				署長	1				
				副署長	4				
				担当課長	8				
				主幹	52				
	計	106							
7級	73	3.3	(1) 部次長の職務	次長	38	次長級	47	2.2	部次長級
				議会事務局次長	0				
				保健所次長	0				
消防本部次長	3								
会計管理者	1								
(2) 困難な業務を所掌する課長及び主幹の職務	課長	10	課長級						
	第1種施設の長	7							
	署長	2							
	副署長	5							
	担当課長	2							
主幹	5								
	計	73							
8級	32	1.5	(1) 部長の職務	部長	16	部長級	27	1.2	部長級
				消防長	1				
				議会事務局長	1				
				監査事務局長	1				
				選挙管理委員会事務局長	1				
				農業委員会事務局長	1				
担当部長	6								
(2) 困難な業務を所掌する部次長の職務	次長	4	次長級						
	保健所次長	1							
	消防本部次長	0							
	計	32							
9級	0	0.0	困難な業務を所掌する部長の職務		0	部長級			
				計	0				
合計	2,165	100.0					2,165	100.0	

※ 5級の内訳にある主任については、経過的に残っているもの。(平成18年度をもって主任級及び係長級の5級への昇格制度廃止)

※ 第1種施設とは、旭川空港事務所、各支所、子ども総合相談センター、愛育センター、クリーンセンター、工芸センター、旭山動物園、農業センター、土木事業所、食肉衛生検査所、中央図書館、科学館及び博物館をいいます。

※ 第2種施設とは、消費生活センター、計量検査所、東部まちづくりセンター、各保育所、みどり学園、わかさ学園、こども通園センター、廃棄物処分場、近文清掃工場、近文リサイクルプラザ、工業技術センター、動物愛護センター、東旭川学校給食共同調理所、市民文化会館、大雪クリスタルホール、彫刻美術館、各公民館及び各図書館(中央図書館を除く。)をいいます。

※ 旭川市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第2号)第3条第1項第1号に掲げる行政職給料表が適用される職員全員(再任用職員を含む。)を対象としています。

2 医療職給料表

等級	合計		等級別基準職務表に規定する基準となる職務	内訳		職制上の段階	職制上の段階ごとの職員数		
	(人)	(%)		職名	(人)		(人)	(%)	段階
1級	1	33.4	医師及び歯科医師の職務	主幹	1	課長級	1	33.4	課長級
				計	1				
2級	1	33.3	次長及び公衆衛生総括主幹の職務	保健所次長	1	部次長級	1	33.3	部次長級
				計	1				
3級	1	33.3	保健所長及び公衆衛生監の職務	保健所長	1	部長級	1	33.3	部長級
				計	1				
合計	3	100.0					3	100.0	

※ 旭川市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第2号)第3条第1項第2号に掲げる医療職給料表が適用される職員全員を対象としています。

3 医事職給料表

等級	合計		等級別基準職務表に規定する基準となる職務	内訳		職制上の段階	職制上の段階ごとの職員数		
	(人)	(%)		職名	(人)		(人)	(%)	段階
1級	0	0.0	診療放射線技師, 臨床検査技師, 栄養士, 理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士及び歯科衛生士(以下の表において「診療放射線技師等」という。)の職務	係員	0	係員級	7	10.6	係員級
				計	0				
2級	7	10.6	(1) 薬剤師の職務 (2) 獣医師の職務 (3) 高度の技術又は経験を必要とする診療放射線技師等の職務	係員	7	係員級	37	56.1	主任級
				計	7				
3級	14	21.2	主任の職務	主任	14	主任級	15	22.7	係長級
				計	14				
4級	23	34.9	(1) 係長及び主査の職務 (2) 困難な業務を処理する主任の職務	係長	0	係長級	3	4.6	課長補佐級
				第2種施設の長	1				
				主査	4				
5級	18	27.3	(1) 課長補佐の職務 (2) 困難な業務を所掌する係長及び主査の職務	主任	18	主任級	3	4.5	課長級
				課長補佐	2				
				副園長	1				
6級	2	3.0	課長及び主幹の職務	係長	3	係長級	1	1.5	部次長級
				第2種施設の長	1				
				主査	6				
7級	2	3.0	(1) 部長の職務 (2) 部次長の職務 (3) 困難な業務を所掌する課長及び主幹の職務	※主任	5	主任級	0	0.0	部長級
				課長	0				
				第1種施設の長	1				
8級	0	0.0	困難な事務を所掌する部長の職務	計	2	部長級	0	0.0	部長級
				計	0				
合計	66	100.0					66	100.0	

※ 5級の内訳にある主任については、経過的に残っているもの。(平成28年度をもって主任級の5級への昇格制度廃止)

※ 第1種施設については、行政職給料表の項を参照してください。

※ 第2種施設については、行政職給料表の項を参照してください。

※ 旭川市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第2号)第3条第1項第3号に掲げる医事職給料表が適用される職員全員(再任用職員を含む。)を対象としています。

4 保健看護職給料表

等級	合計		等級別基準職務表に規定する基準となる職務	内訳		職制上の段階	職制上の段階ごとの職員数		
	(人)	(%)		職名	(人)		(人)	(%)	段階
1級	0	0.0	准看護師の職務	係員	0	係員級	1	1.8	係員級
				計	0				
2級	1	1.8	(1) 保健師, 助産師及び看護師の職務 (2) 高度の技術又は経験を必要とする准看護師の職務	係員	1	係員級			
				計	1				
3級	5	9.1	主任の職務	主任	5	主任級	31	56.4	主任級
				計	5				
4級	20	36.4	(1) 係長及び主査の職務	係長	0	係長級	15	27.3	係長級
			(2) 困難な業務を処理する主任の職務	主任	20	主任級			
				計	20				
5級	24	43.6	(1) 課長補佐の職務	課長補佐	3	課長補佐級	3	5.4	課長補佐級
			(2) 困難な業務を所掌する係長及び主査の職務	係長	4	係長級			
				主査	11				
			※主任	6	主任級				
			計	24					
6級	5	9.1	課長及び主幹の職務	課長	2	課長級	5	9.1	課長級
				主幹	2				
				担当課長	1				
				計	5				
合計	55	100.0					55	100.0	

※ 5級の内訳にある主任については、経過的に残っているもの。(平成28年度をもって主任級の5級への昇格制度廃止)

※ 旭川市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第2号)第3条第1項第4号に掲げる保健看護職給料表が適用される職員全員(再任用職員を含む)を対象としています。

○ 市立旭川病院

1 企業職員行政職給料表

等級	合計		等級別基準職務表に規定する基準となる職務	内訳		職制上の段階
	(人)	(%)		職名	(人)	
1級	6	12.5	定型的な業務を行う職務	係員	6	係員級
				計	6	
2級	8	16.7	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	係員	8	係員級
				計	8	
3級	10	20.8	(1) 係長及び主査の職務	主査	4	係長級
			(2) 主任の職務	主任	6	主任級
			計	10		
4級	16	33.3	(1) 副主幹及び課長補佐の職務	課長補佐	1	課長補佐級
			(2) 困難な業務を所掌する係長及び主査の職務	係長	3	係長級
				主査	11	
			(3) 困難な業務を処理する主任の職務	主任	1	主任級
計	16					
5級	1	2.1	困難な業務を所掌する副主幹及び課長補佐の職務	課長補佐	1	課長補佐級
				計	1	
6級	4	8.3	課長及び主幹の職務	課長	1	課長級
				主幹	3	
計	4					
7級	1	2.1	(1) 部次長の職務	次長	1	次長級
			(2) 困難な業務を所掌する課長及び主幹の職務	課長	0	課長級
			計	1		
8級	2	4.2	(1) 市立病院事務局長及び部長の職務	市立病院事務局長	1	部長級
				部長	1	
			(2) 困難な業務を所掌する部次長の職務	次長	0	次長級
計	2					
9級	0	0.0	困難な業務を所掌する市立病院事務局長及び部長の職務		0	部長級
				計	0	
合計	48	100.0				

職制上の段階ごとの職員数		
(人)	(%)	段階
14	29.1	係員級
7	14.6	主任級
18	37.5	係長級
2	4.2	課長補佐級
4	8.3	課長級
1	2.1	部次長級
2	4.2	部長級
48	100.0	

※ 旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和39年条例第49号)第4条第1項第1号に掲げる企業職員行政職給料表が適用される職員のうち、市立旭川病院企業職員(再任用職員を含む。)を対象としています。

2 企業職員医療職給料表

等級	合計		等級別基準職務表に規定する基準となる職務	内訳		職制上の段階
	(人)	(%)		職名	(人)	
1級	12	17.1	医師及び歯科医師の職務	医員	12	課長級
				計	12	
2級	20	28.6	医長、診療所長、次長及び公衆衛生総括主幹の職務	医長	20	部次長級
				計	20	
3級	38	54.3	院長、副院長、診療部長、保健所長及び公衆衛生監の職務	院長	1	部長級
				副院長	3	
				診療部長	34	
計	38					
合計	70	100.0				

職制上の段階ごとの職員数		
(人)	(%)	段階
12	17.1	課長級
20	28.6	部次長級
38	54.3	部長級
70	100.0	

※ 旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和39年条例第49号)第4条第1項第2号に掲げる企業職員医療職給料表が適用される職員(再任用職員を含む。)を対象としています。

3 企業職員医事職給料表

等級	合計		等級別基準職務表に規定する基準となる職務	内訳		職制上の段階	職制上の段階ごとの職員数		
	(人)	(%)		職名	(人)		(人)	(%)	段階
1級	1	1.3	診療エックス線技師, 臨床工学技士, 視能訓練士, あんまマッサージ指圧師, はり師, きゅう師, 診療放射線技師, 臨床検査技師, 栄養士, 理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士及び歯科衛生士(以下この表において「診療放射線技師等」という。)の職務	係員	1	係員級	12	14.8	係員級
				計	1				
2級	11	13.6	(1) 薬剤師の職務 (2) 獣医師の職務 (3) 高度の技術又は経験を必要とする診療放射線技師等の職務	係員	11	係員級	40	49.4	主任級
				計	11				
3級	24	29.6	主任の職務	主任	24	主任級	15	18.5	係長級
				計	24				
4級	15	18.5	(1) 係長及び主査の職務 (2) 困難な業務を処理する主任の職務	係長 主査	0 2	係長級	8	9.9	課長補佐級
				主任	13	主任級			
				計	15				
5級	24	29.6	(1) 副薬剤師長, 副技師長, 副技士長, 課長補佐の職務 (2) 困難な業務を所掌する係長及び主査の職務	副薬剤師長 副技師長 副技士長	1 4 3	課長補佐級	5	6.2	課長級
				主査	13	係長級			
				※主任	3	主任級			
				計	24				
6級	1	1.2	薬剤師長, 技師長, 技士長, 課長及び主幹の職務	薬剤師長 技師長 技士長	1 0 0	課長級	0	0.0	部次長級
				計	1				
7級	5	6.2	(1) 薬剤科長及び部長の職務 (2) 薬剤科次長及び部次長の職務 (3) 困難な業務を所掌する薬剤師長, 技師長, 技士長, 課長及び主幹の職務	薬剤科長 次長 技師長 技士長	1 0 2 2	部長級 部次長級 課長級	1	1.2	部長級
				計	5				
8級	0	0.0	困難な事務を所掌する薬剤科長及び部長の職務		0	部長級			
				計	0				
合計	81	100.0					81	100.0	

※ 5級の内訳にある主任については, 経過的に残っているもの。(平成28年度をもって主任級の5級への昇格制度廃止)

※ 旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和39年条例第49号)第4条第1項第3号に掲げる企業職員医事職給料表が適用される職員(再任用職員を含む。)を対象としています。

4 企業職員保健看護職給料表

等級	合計		等級別基準職務表に規定する基準となる職務	内訳		職制上の段階	職制上の段階ごとの職員数		
	(人)	(%)		職名	(人)		(人)	(%)	段階
1級	2	0.6	准看護師の職務	係員	2	係員級	79	22.7	係員級
				計	2				
2級	77	22.1	(1) 保健師, 助産師及び看護師の職務 (2) 高度の技術又は経験を必要とする准看護師の職務	係員	77	係員級			
				計	77				
3級	94	27.0	主任の職務	主任	94	主任級	210	60.3	主任級
				計	94				
4級	83	23.9	(1) 看護師長, 係長及び主査の職務 (2) 困難な業務を処理する主任の職務	主査 主任	9 74	係長級 主任級	48	13.8	係長級
				計	83				
5級	88	25.3	(1) 副主幹及び課長補佐の職務 (2) 困難な業務を所掌する看護師長, 係長及び主査の職務	課長補佐 副主幹 看護師長 主査	2 5 10 29	課長補佐級 係長級	7	2.0	課長補佐級
				※主任	42	主任級			
				計	88				
6級	4	1.1	(1) 次長の職務 (2) 課長及び主幹の職務	次長 主幹	0 4	部次長級 課長級	0	0.0	部次長級
				計	4				
合計	348	100.0					348	100.0	

※ 5級の内訳にある主任については, 経過的に残っているもの。(平成28年度をもって主任級の5級への昇格制度廃止)

※ 旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和39年条例第49号)第4条第1項第4号に掲げる企業職員保健看護職給料表が適用される職員(再任用職員を含む。)を対象としています。

○ 水道局

企業職員行政職給料表

等級	合計		等級別基準職務表に規定する基準となる職務	内訳		職制上の段階	職制上の段階ごとの職員数		
	(人)	(%)		職名	(人)		(人)	(%)	段階
1級	25	14.6	定型的な業務を行う職務	係員	25	係員級	47	27.5	係員級
				計	25				
2級	22	12.9	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	係員	22	係員級	55	32.2	主任級
				計	22				
3級	33	19.3	(1) 係長, 場長及び主査の職務	主査	3	係長級	46	26.9	係長級
			(2) 主任の職務	主任	30	主任級			
			計	33					
4級	75	43.9	(1) 課長補佐, 副所長及び副主幹の職務	課長補佐	6	課長補佐級	12	7.0	課長補佐級
			(2) 困難な業務を所掌する係長, 場長及び主査の職務	副所長	1	係長級			
				係長	8				
				主査 場長	33 2				
(3) 困難な業務を処理する主任の職務	主任	25	主任級						
計	75								
5級	5	2.9	困難な業務を所掌する課長補佐, 副所長及び副主幹の職務	課長補佐	5	課長補佐級	7	4.1	課長級
				計	5				
6級	7	4.1	課長, 所長, 担当課長及び主幹の職務	課長	5	課長級	3	1.7	部次長級
				所長	1				
				主幹	1				
計	7								
7級	3	1.7	(1) 部次長の職務	次長	3	次長級	1	0.6	部長級
			(2) 困難な業務を所掌する課長, 所長, 担当課長及び主幹の職務	課長	0	課長級			
			計	3					
8級	1	0.6	(1) 部長の職務	部長	1	部長級	171	100.0	
			(2) 困難な業務を所掌する部次長の職務	次長	0	次長級			
			計	1					
9級	0	0.0	困難な業務を所掌する部長の職務		0	部長級			
				計	0				
合計	171	100.0							

※ 旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和39年条例第49号)第4条第1項第1号に掲げる企業職員行政職給料表が適用される職員のうち、旭川市水道局企業職員(再任用職員を含む。)を対象としています。